（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）

第百五十五条の七十三　第百五十五条の六十四（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）の規定は、法第八十二条の十九第五項第一号ロ（国内最低課税額）に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、第百五十五条の六十四第二項中「係る第三号」とあるのは「係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）に係る第三号」と、「当該特定多国籍企業グループ等」とあるのは「当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等」と、同項第一号イ及びロ中「我が国を所在地国とする全ての構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等」と、「過去対象会計年度に係る」とあるのは「過去対象会計年度に係る第百五十五条の四十八第一項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する」と、同項第二号中「第八十二条の十九第二項第一号イ⑵」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ⑵」と、同項第三号イ中「我が国を所在地国とする全ての構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

2　第百五十五条の六十五第一項から第四項まで（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）の規定は、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る法第八十二条の十九第五項第一号ロに規定する再計算グループ国内最低課税額の計算について準用する。この場合において、第百五十五条の六十五第一項中「他の構成会社等に」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等に」と、「第八十二条の十九第二項第一号ロ」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号ロ」と、「他の構成会社等の」とあるのは「他の共同支配会社等の」と、「前条第二項第一号」とあるのは「第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する前条第二項第一号」と、「次条第一項」とあるのは「第百五十五条の七十三第二項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する次条第一項」と、「次条第二項第二号」とあるのは「第百五十五条の七十三第二項において準用する次条第二項第二号」と、「次条第二項第三号」とあるのは「第百五十五条の七十三第二項において準用する次条第二項第三号」と、「第八十二条の十九第二項第一号イ」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ」と、同条第二項第一号中「第百五十五条の四十一第二項第一号」とあるのは「第百五十五条の四十八第二項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する第百五十五条の四十一第二項第一号」と、同項第二号イ中「第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する前条第二項第一号」と、「次条第一項」とあるのは「第百五十五条の七十三第二項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する次条第一項」と、「次条第二項第二号」とあるのは「第百五十五条の七十三第二項において準用する次条第二項第二号」と、「次条第二項第三号」とあるのは「第百五十五条の七十三第二項において準用する次条第二項第三号」と、「第八十二条の十九第二項第一号イ」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ」と、同条第二項第一号中「第百五十五条の四十一第二項第一号」とあるのは「第百五十五条の四十八第二項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する第百五十五条の四十一第二項第一号」と、同項第二号中「前条第二項第一号」とあるのは「第百五十五条の七十三第一項において準用する前条第二項第一号」と、同条第三項中「第百五十五条の二十四第一項」とあるのは「第百五十五条の二十四第七項」と、「の特例」とあるのは「の特例）において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3　法第八十二条の三第五項（国際最低課税額）の規定は、前項において準用する第百五十五条の六十五第一項の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等のうちにその所在地国を我が国とする法第八十二条の三第五項に規定する特定共同支配会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第百五十五条の七十三第二項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する同令第百五十五条の六十五第一項から第四項まで（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）」と読み替えるものとする。

（共同支配会社等に係る過去帰属割合）

第百五十五条の七十四　法第八十二条の十九第五項第一号ロ（国内最低課税額）に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、過去対象会計年度に係る第一号に掲げる金額が当該過去対象会計年度に係る第二号に掲げる金額のうちに占める割合とする。

一　法第八十二条の十九第一項第二号に掲げる内国法人（当該過去対象会計年度において同号の特定多国籍企業グループ等に係る同号に規定する共同支配会社等であつたものに限る。）の再計算国内調整後対象租税額（前条第一項において準用する第百五十五条の六十四第二項第三号イ（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に規定する再計算国内調整後対象租税額をいい、当該過去対象会計年度において再計算グループ繰越控除額がある場合には当該再計算グループ繰越控除額に係る再計算繰越控除帰属額を減算した金額とする。次号において同じ。）が再計算個別基準税額（第百五十五条の四十八第一項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する第百五十五条の四十第二項第一号イ（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する再計算個別計算所得等の金額に基準税率を乗じて計算した金額をいう。次号において同じ。）を下回る場合のその下回る部分の金額（当該過去対象会計年度に係る当期グループ国内最低課税額（法第八十二条の十九第五項第一号イに規定する当期グループ国内最低課税額をいう。次号において同じ。）に係る法第八十二条の十九第五項第一号イに掲げる金額又は当該過去対象会計年度に係るグループ調整済額（前条第一項において準用する第百五十五条の六十四第一項に規定するグループ調整済額をいう。次号において同じ。）に係る法第八十二条の十九第五項第一号ロ、第二号イ若しくは第三号イに掲げる金額がある場合には、これらの金額の合計額を控除した残額）

二　前号の内国法人又は当該内国法人に係る他の共同支配会社等（当該過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であつたものに限る。）の再計算国内調整後対象租税額が再計算個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額（当該過去対象会計年度に係る当期グループ国内最低課税額に係る法第八十二条の十九第五項第一号イに掲げる金額又は当該過去対象会計年度に係るグループ調整済額に係る同項第一号ロ、第二号イ若しくは第三号イに掲げる金額がある場合には、これらの金額の合計額を控除した残額）の合計額

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　再計算グループ繰越控除額　前条第一項において準用する第百五十五条の六十四第二項第三号に規定する財務省令で定める金額であつて同号の規定により控除された金額をいう。

二　再計算繰越控除帰属額　前条第一項において準用する第百五十五条の六十四第二項第三号の過去対象会計年度に係る再計算グループ繰越控除額のうち当該過去対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（当該過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であつたものに帰せられる金額として財務省令で定める金額をいう。

（共同支配会社等に係る未分配所得国内最低課税額）

第百五十五条の七十五　第百五十五条の六十七（構成会社等に係る未分配所得国内最低課税額）の規定は、法第八十二条の十九第五項第一号ハ（国内最低課税額）に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、第百五十五条の六十七中「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第二号」と、「属する」とあるのは「係る」と、「構成会社等（第百五十五条の三十一第一項」とあるのは「共同支配会社等（第百五十五条の三十一第六項」と、「特例）」とあるのは「特例）において準用する同条第一項」と、「第百五十五条の四十二第一項」とあるのは「第百五十五条の四十九（共同支配会社等に係る未分配所得国際最低課税額）において準用する第百五十五条の四十二第一項」と読み替えるものとする。

（国内グループ調整後対象租税額が零を下回る一定の場合における共同支配会社等に帰せられる割合）

第百五十五条の七十六　法第八十二条の十九第五項第三号ハ（国内最低課税額）に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、各対象会計年度に係る第一号に掲げる金額が当該対象会計年度に係る第二号に掲げる金額のうちに占める割合とする。

一　法第八十二条の十九第一項第二号に掲げる内国法人（同号の特定多国籍企業グループ等に係る同号に規定する共同支配会社等であるものに限る。）の国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額

二　前号の内国法人又は当該内国法人に係る他の共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）の国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額の合計額